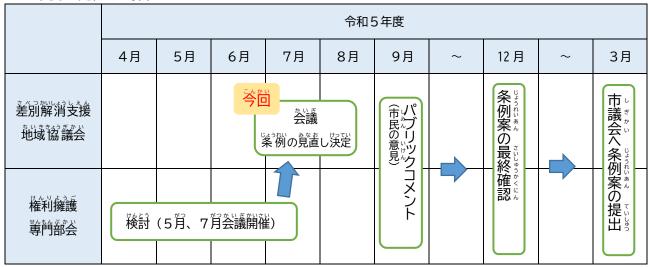
条例の見直し検討について

1 概要

- 令和2章7月に施売した案例について、案例施売後3章を迎える令和5章7月を首逢として、覚査しの検討を進めている。
- これまでの多摩市差別解消支援地域協議会(以下、「協議会」という)や、権利擁護専門部会での協議結果を踏まえ、条例を覚査すかどうかを決定する。

2 スケジュール

○ 条例を見直す場合



- 3 検討事項について
- (1) 法改正への対応について
- 〇 令和3年6月に、障害者差別解消患の設正法(以下、「法」という。)ができた(公布後3年 以内に施行)。法に基づく国の基本方針改定業も崇された。
- <u>これらの法改正への対応について、条例の見</u>値しは行わず、次のとおり対応を図るものとしてはどうか。

① 国と地方公共団体の連携・協力について

法改正の内容

法第3条第2項

国と地方公共団体が、差別解消や 必要な施策の促進のため、 適切な役割労迫のもとで 連携・協力を図ることを明記

対応案

条例の見直しは不要

条例第4条第1項「差別を解消し、共生社会の実現に必要な施策を障がい者基本計画等に定め、関係法令との調和を図りながら総合的かつ計画的に実施」に基づき、国・東京都等と連携・協力を図っている。

② 不当な差別的取扱い

法改正の内容

基本方針改定案 第2-2

不当な差別的取扱いに 該当する事例、該当しない事例の追加

たいおうあん

条例の見直しは不要

案例ではなく、多摩市に住んでいる人が 実際に体験した事例集の作成等で対応し

③ 合理的配慮の提供

法改正の内容

①法第8条

事業者による合理的配慮の提供 の義務化

❷基本方針改定案 第2-3

合理的配慮の提供に 該当する事例、該当しない事例、 環境整備との関係を示す事例の追加

対応案

条例の見直しは不要

- ①事業者による合理的配慮の提供は、 条例で既に義務化している。
- ②案例ではなく、多摩市に住んでいる人が実際に体験した事例集の作成等で対応してはどうか。



事例集の作成について

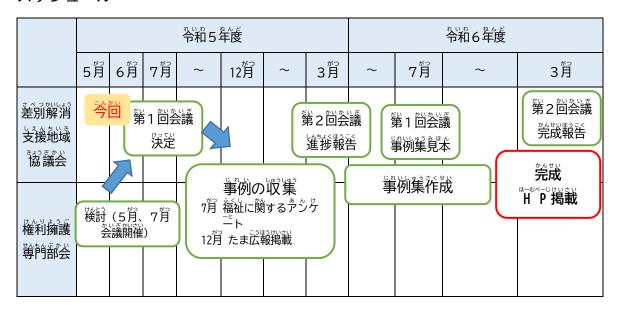
〇 内容

(参考資料1:八王子市作成「みんなちがってみんないい 合理的配慮の好事例集)

○ 事例の収集方法

- ・解決に至った相談事例
- 合理的配慮助成を行った事業者の取り組み
- ・ 福祉に関するアンケート、たま広報で募集 等 ただし、個人情報に配慮するため、掲載する際は個人を特定できないようにする。

O 作成方法



④ 人材育成・確保について

法改正の内容

法第14条

国と地方公共団体が、差別に関する相談に対応し、解決を図るための人材管成・確保することを規定



対応案

条例の見直しは不要

案例第14案第2号「市職賞等へ必要な研修及び啓発を行う」に基づき、市職賞研修等を通じ、差別に関する相談対応や、解決を図るための人材育成・確保を図っている。

⑤情報の収集・整理・提供

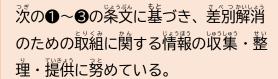
法改正の内容

法第16条第2項

地方公共団体が、差別解消のための取組 に関する情報の収集・整理・提供に努めることを規定



条例の見直しは不要



●第4条第4項

市の責務として、市民や事業者へ適切な情報を提供し、市民や事業者の意見を聴き、施策への反映に努める。

- ②第7条第3項 合理的配慮の必要な取組について調 ・研究を行う。
- ●第15条第3号 障がいのある方が働きやすい環境を整えるため、事業者への啓発・情報の 提供を行う。



- 〇 前回の協議会で、合理的配慮の提供について「障がい者等の意見を聴き必要な取組について 調査・研究を行う」と規定している(案例第7案第3項)が、差別整体についての考え方の整理が必要ではないかとの指摘があった。
- ⇒ 差別全体の情報の収集・提供・整理については、案例第4案第4項を以下の通り読み替える ことで整理する。

条例第4条第4項

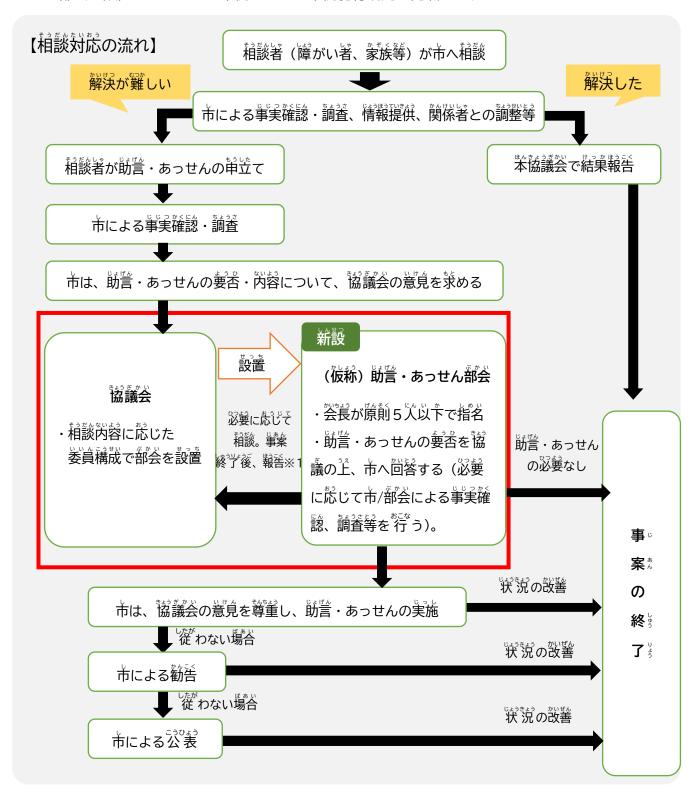
市は、前3頃に楚める黃務に係る施策の策定及び実施にあたっては、①<u>障がい著その他の市</u> <u>茂及び事業者に適切な情報を提供</u>し、②<u>障がい著その他の市民及び事業者の意見を聴き</u>、 ③当該施策の策定及び実施に炭映するよう努めるものとする。

情報の提供→①「障がい者その他の市食及び事業者に適切な情報を提供」

情報の収集→②「障がい者その他の市民及び事業者の意見を聴き」

情報の整理→③「当該施策の策定及び実施に反映するよう努める」

- (2) 助言・あっせんの自立てに係る対応について
- 〇 相談対応の中で、助旨・あっせんの申立てを受けた場合、<u>協議会の中に「(依称) 助旨・あっせん部合」を設置し、検討を行うものとしてはどうか</u>。
- 〇 部会の設置については、条例ではなく条例施行規則に記載する。



※1 助言・あっせん部会から協議会への相談については、個人情報の配慮や、対論かつ迅速に事業を解決するため、必要に応じて行う。報告についても、個人情報に配慮しながら事業終了後に行う。